

伊勢まなび高等学校 生徒心得

基本的な心得

校内外を問わず、常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、次に示す事項の意義をよく理解し、その実践に努力しよう。

- (1) 学習に励み、心身の健康を増進し、個性を伸ばそう
- (2) 互いに個人の人格を尊重し合い、楽しく明るい家庭・学校・社会を作るように心がけよう
- (3) 集団の規律を尊び、礼儀正しく振る舞い、他人に迷惑をかけないようにしよう
- (4) 校内外を問わず、公共物を大切にし、常に環境の美化に努めよう
- (5) 定められた時間を守り、秩序を保つようにしよう
- (6) 互いに協力し、励まし合い、よい仲間づくりに努めよう

校内生活の心得

社会生活には、社会人として守らなければならない規則があるように、学校生活においても、守らなければならない規則がある。しかも、それらの規則は、学校生活を営むために必要な約束事であり、それらの規則を守ることによってこそ、互いの自由が保障される。

本校生徒は、誇りを持ってこれらの規則を守り、教職員の指導に従って、学校生活の意義を深めよう。

A. 身の回りに関すること

1. 服装について

- (1) 清潔で、他に不快感を与えるものでないこと。あまりに華美なものや、学校生活にふさわしくないものは盗難や破損のおそれもあり着用しないこと
- (2) その他、暴走族等、反社会的な組織や団体の服装を誇示するものは着用しないこと

2. 履き物について

- (1) 体育館では体育館シューズを使用すること
- (2) 調理教室・パソコン室等、教職員の指示に従い備え付けのスリッパに履きかえること
- (3) 無用なトラブルや紛失をさけるために必ず記名すること
- (4) 高価なものは履いてこないこと

3. その他持ち物について

- (1) カバン・ハンドバッグ等、高価なものは持ってこないこと
- (2) 未成年者については、タバコ・マッチ・ライター等は持ってこないこと
- (3) 色つきサングラスは、学校では使用しないこと
- (4) その他危険なものは持ち込まないこと
- (5) 持ち物には、必ず記名すること

B. 在校時における諸事項

1. 遅刻・早退・欠席等について

- (1) 学校は欠席・遅刻しないように努力すること
- (2) やむを得ず欠席・早退をする場合は、事前にHR担任に届け出、所定の手続きをとり、許可を受けること
- (3) 遅刻の場合は、届出用紙に理由、その他を記入し、その時限の教科担任に提出すること
- (4) 長期病欠等は医師の診断書を添えて学校に届け出ること

2. 校内での生活一般

- (1) 校内においては、学習の場としての自覚を持ち、静かに行動すること
- (2) 教職員・友達・来客と顔を合わせた際には、積極的に挨拶を交わすこと
- (3) 授業の開始時には、自分の席に着いていること

- (4) 職員室においては、大きな声での会話、飲食、携帯電話の使用をしないこと
- (5) 試験期間中は職員室等の出入りをしないこと
- (6) 校舎・教室・校具等の公共物は大切に使用すること
- (7) 教室・校舎内外の整理整頓を心がけること
- (8) 運動用具等、学校の器具を利用するときは、係の教職員か学校責任者の許可を受けること
- (9) 冬期、ストーブの使用については、使用心得を守ること
- (10) 20歳に達していても、学校敷地内では喫煙をしないこと
- (11) 授業中に携帯電話は使用しないこと
- (12) 夜間部の給食の後始末は各自責任を持って行う。食器はきれいに洗って返却すること

C. 校外生活の心得

- (1) 常に交通法規を守り、交通安全を心がけること
- (2) 外出・外泊は、必ず家庭と連絡を取り、帰宅時間を守ること
- (3) 伊勢まなび高校生としての品位を保ち、自覚と誇りを持って行動すること
- (4) バス・電車等では、言動を慎み、車中では老幼弱者に対しすすんで席を譲ること
- (5) 旅行・キャンプ等は、保護者の了解のもとで行うこと

D. 自転車・原付 50 cc・自動車通学に関する事項

〔いずれの場合も交通法規を遵守し安全運転に心がけること〕

1. 自転車について

- (1) 「自転車通学許可願」を提出 → ステッカー受け取り → 使用自転車に貼る
- (2) 照明装置、ブレーキ、施錠装置を常に整備すること

2. 原付 (50 cc) について

- (1) 【昼間部】原則、4年次の4月以降、免許取得可・通学可
【夜間部】原則、1年次の1月以降、免許取得可・通学可（過年度生は入学直後から可）

*上記以外で校長が特に必要と認めた場合は許可する

①鉄道、バス等の交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域から通学等で校長がやむを得ない事情があると認める場合

②その他校長が特に必要と認める場合

- (2) 免許試験を受けたいとき

免許試験受験許可願を提出 → 許可書をもらう → 許可書を試験場に提出し受験

- (3) 原付 (50 cc) で通学したいとき

原付 (50 cc) 通学許可願を提出 → 原付 (50 cc) 通学許可証を交付

※ 50 ccを超える二輪についての「免許取得」「通学」は認めない。

3. 自動車について

- (1) 【昼間部】卒業年次の4月以降、免許取得可

【夜間部】18歳の誕生日以降、免許取得可

- (2) 自動車学校へ行きたいとき

保護者または事業主から直接学校へ申し入れ

→ 自動車学校入校許可願を提出 → 許可書を自動車学校へ提出して入校

- (3) 県の試験場へ受験に行くとき

受験許可願を提出 → 受験許可書を自動車学校に提出して受験

- (4) 自動車で通学したいとき

【昼間部】4年次の4月以降、通学可

【夜間部】許可を得て通学可

自動車通学許可願と車検証明書と任意保険証書を提出

→ 校長面談後 自動車通学許可証を交付・駐車場所指定